

# 深セン市および上海市における データ条例の制定

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2022年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

**【免責条項】**

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本稿では、「深セン経済特区データ条例」および「上海市データ条例」について解説します。

## 1. 背景

中国政府は昨今、データを新たな国家の競争力の源泉として捉えているとみられます。

2015年8月に国務院が公布した「ビッグデータ発展促進に関する行動要綱」では、「ビッグデータは、経済構造の転換・発展を推進し、国家の競争上の優位性を新しく形作り、政府の統治能力を高める」としています。また、第13次5カ年（2016～2020年）規画綱要では、ビッグデータを「基礎的な戦略資源」と位置付け、「データリソースの共有・開放と開発・運用を加速させて推進し、産業構造の転換・高度化および社会統治の革新に助力する」としました。さらに、2020年3月に中共中央と国務院が公布した「より完全な要素市場化配置体制メカニズムの構築に関する意見」では、データを「新たな生産要素」と位置付け育成を加速する方針が打ち出されました。工業情報化部が2021年11月に公布した「第14次5カ年（2021～2025年）ビッグデータ産業発展規画」においても「データは新時代の重要な生産要素であり国家の基礎的な戦略資源である」と明記されています。

こうした中で、中国は近時、急速にデータに関する法整備を進めています。2017年に情報セキュリティ分野の基本法である「サイバーセキュリティ法」を施行し、2021年にはデータの国内保管や情報の内部統制を目的とした「データセキュリティ法」「個人情報保護法」を相次いで制定、施行しました。

国の大方針を受け、地方レベルでもデータに関する地方法令を整備する動きがみられます。中国の中でも重要性の高い都市である広東省深セン市および上海市において、「深セン経済特区データ条例」が2021年7月6日に、「上海市データ条例」が2021年11月25日にそれぞれ制定されました。いずれも2022年1月1日に施行されています。

## 2. 「深セン経済特区データ条例」と「上海市データ条例」の位置付け

両条例の位置付けには若干の違いがあります。「上海市データ条例」は、「データセキュリティ法」（2021年6月10日公布、2021年9月1日施行）や「個人情報保護法」（2021年8月20日公布、2021年11月1日）の後に制定されたことから、明確にこれらの法令の下位法令として位置付けられています。一方で、「深セン経済特区データ条例」は、法令上明確には「データセキュリティ法」や「個人情報保護法」の下位法令という位置付けにはなっていません。そのためか、多くの部分は「データセキュリティ法」や、「深セン経済特区データ条例」の制定後に公布された「個人情報保護法」に沿った内容となっているものの、後述の通り、一部に両法律の規定と整合しない点がみられます。

もともと、両条例とも、深セン市や上海市の各当局の役割や各都市における方針など抽象的な内容を定める典型的な地方法令であるという点では共通しています。

3. および4. では各条例の主な内容や、「データセキュリティ法」および「個人情報保護法」の規定と整合しない点などをご紹介します。

### 3. 「深セン経済特区データ条例」

#### (1) 深センにおける各当局の役割

「深セン経済特区データ条例」は、地方法令として、深セン市における各当局の役割を規定しています。

##### 深セン市データ業務委員会

深セン市のデータ管理業務における重大な事項を検討し、調整する。

##### 深セン市政務サービスデータ管理部門

深セン市データ業務委員会の日常業務を担当し、また、深セン市の「公共データ」管理の統括、指導、調整および監督の業務を担当する。

##### 深セン市ネットワーク情報部門

深セン市の個人情報保護、ネットワークデータセキュリティ、データの越境流通等の関連監督管理業務を統括する。

##### 深セン市の発展改革、工業情報化、公安、財政、人力資源保障、計画および自然資源、市場監督管理、監査、国家安全等の部門

法律法規に従い、各自の職責の範囲内でデータ監督管理の関連職責を履行する。

##### 深セン市の各業界主管部門

各業界のデータ管理業務の統括、指導、調整および監督を担当する。

#### (2) データ権益の保障

「深セン経済特区データ条例」では、データ権益の保障に関する規定において、一部「データセキュリティ法」や「個人情報保護法」と整合しない規定が見受けられます。

例えば、「深セン経済特区データ条例」27条3号は、「自然人を一方当事者とする契約の締結または履行のために必要である場合には、データ取扱者は、匿名化処理をせずに個人情報を第三者に提供できる」としており、個人の同意なく個人情報の第三者提供ができる旨規定しています。しかし、「個人情報保護法」23条によれば、第三者提供の場合には必ず個人の同意を取得しなければならないとされています。また、「深セン経済特区データ条例」30条では、「14歳未満の未成年者に対して原則としてユーザー画像に基づいたパーソナライズド製品またはサービスを提供してはならない」としていますが、「データセキュリティ法」や「個人情報保護法」など上位法令においては禁止されていません。

#### (3) 「公共データ」

「深セン経済特区データ条例」は、「公共データ」を「当局等がその職責を履行し、公共サービスを提供する過程で発生し、処理したデータ」と定義し、その取扱いについて定めています。

「公共データ」は、統一管理（33条）、分類管理（35条1項）、目録管理（36条1項）が実施され、「当局等は『公共データ』を取り扱う過程の記録を保存しなければならない」とされています（38条）。また、「公共データ」については、人口、法人、不動産、自然資源ならびに空間地理、電子証書、公共信用等の基礎データベースが作成されるとされています（35条2項）。

「公共データ」については、原則として当局間で共有しなければならない（41条）、当局等が共有を通じて取得できるデータを、別途当事者から収集してはならないとされています（37条2項）。

#### (4) データ要素市場

「深セン経済特区データ条例」は、深セン市において、データの収集、加工、共有、公開、取引、応用等のデータ要素市場システムの構築を推進するとしています（56条）。また、このうちの取引について、データ取引プラットフォームの建設を推進するとしています（65条1項）。

ただし、現時点（2022年3月時点）において、深セン市ではデータ取引プラットフォームは設立されていません。

#### (5) データセキュリティー

「深セン経済特区データ条例」は、「データ取扱者は、そのデータ取扱いの全過程を記録し、データの由来が適法であることを保障し、取扱いの全過程が明確で、遡及可能なものにしなければならない」旨定めています（75条）。「データセキュリティー法」においても、全過程のデータ安全管理制度を構築しなければならない旨の規定はありますが、その具体的な内容は、2021年11月14日に公表された「ネットワークデータ安全管理条例（意見募集稿）」の中で重要データに関するデータ安全管理制度が規定されているのみであり、必ずしも明らかではありません。そのため、「深セン経済特区データ条例」が、全てのデータについて全過程の記録やデータの由来が適法であることの保障を求める趣旨であるかは明らかではありません。

### 4. 「上海市データ条例」

#### (1) 上海市における各当局の役割

「上海市データ条例」でも、上海市の各当局の役割が明確にされています。

##### 上海市政府弁公庁

全市のデータの発展および管理に関する業務を統括して計画し、総合的に調整。データの総合統治および流通利用を促進し、全市の「公共データ」業務を推進し、指導し、監督する。

##### 上海市発展改革部門

上海市の新型インフラの計画と建設、およびデジタル経済の発展を統括し、データ化の重大な体制およびメカニズムの改革、総合政策の制定および区域間の連携などを推進する。

##### 上海市経済情報化部門

上海市の「公共データ」の開放、社会経済の各分野のデータの開発・応用、および産業の発展を調整して推進し、情報インフラの計画、建設および発展を統括して推進し、産業のデジタル化、デジタルの産業化などを推進する。

##### 上海市ネットワーク情報部門

上海市の個人情報保護、ネットワーク・データセキュリティーおよび関連の監督業務を統括して調整する。

### 上海市公安機関、国家安全機関

各自の職責の範囲内でデータセキュリティーの監督管理の職責を担う。

### 上海市の財政、人力資源社会保障、市場監督管理、統計、物価等の部門

各自の職責の範囲内で関連する職責を履行する。

### 上海市ビッグデータセンター

上海市の「公共データ」の集中統一管理を行い、データの融合応用を推進する。

「深セン経済特区データ条例」と比べた場合の「上海市データ条例」の特徴的な点として、「チーフ・データ・オフィサー制度」と「データ専門委員会」があります。

「上海市データ条例」では、上述の各当局の役割以外の役割を担うポジションとして、各区、各部門、各企業・事業単位において、「チーフ・データ・オフィサー」を置くことが奨励されています（6条）。「チーフ・データ・オフィサー」は、区、部門、企業等の関連責任者が務めるとされています。

また、「データ専門委員会」を設置することが規定されています（7条）。「データ専門委員会」は、高等教育機関、科学研究機関、企業、関連部門の専門家により構成され、データ権益の保護、データの流通利用、データの安全管理等の研究、評価を行い、市のデータの発展および管理業務について専門的な意見を提供するとされています。なお、「上海市データ条例」の公布と同日（2021年11月25日）に、上海市データ取引専門家委員会が発足しました。その顔触れを見ると、中国工程院院士であり、復旦大学教授でもある柴洪峰氏（主任委員）、中国科学院院士である鄭建華氏（副主任委員）、東方財富情報の董事長である其実氏（副主任委員）等が委員となっています。公表情報によれば、同委員会は上海市でのデータの流通・取引について意見を提出し、専門的な指導を行う等の役割を担っています。

## (2) データ権益の保障

「上海市データ条例」は、データ権益の保障について、基本的に上位法令（「データセキュリティー法」「個人情報保護法」）における条文を転記しています。

ただし、公共の場所における画像収集設備、個人の身元識別設備の設置に関して、「画像収集、個人の身元識別技術を、ある場所または区域に出入するための唯一の認証方法としてはならない」としています（23条3項）。これは上位法令にない規定です。画像収集、個人の身元識別技術による認証がうまくいかない場合に、当該場所または区域への出入が不当に拒否されることを防ぐための措置と考えられます。

## (3) 公共データ

「上海市データ条例」は、「公共データ」について詳細な規定を置いています。大枠としては3. (3) で上述した「深セン経済特区データ条例」と同様であり、分類管理、目録管理を実施するとしています。

---

<sup>1</sup> 「上海市データ条例」2条4号により、本市の国家機関、事業単位、法の授権に基づき公共事務を管理する職能を有する組織、および水道、電気、ガス、公共交通等の公共サービスを提供する組織が、公共管理およびサービスの職責を履行する過程において収集し、生成するデータと定義されています。

#### (4) データ要素市場

「上海市データ条例」は、「深セン経済特区データ条例」と同じく、データ要素市場の育成を定め、データ取引サービス機関の発展を支持するとしています（53条）。

そして、浦東新区でデータ取引プラットフォームを設立するとし、条例公布と同日の2021年11月25日に上海データ取引所が設立されました<sup>1</sup>。設立当日には、金融、交通、通信等8つの分野で計20件のデータ製品が公示され、2022年1月27日に第2期として計20件のデータ商品が公示されました。

#### (5) データセキュリティー

「上海市データ条例」では、データ取扱者がデータセキュリティーの責任主体になるとされ（78条）、国の要求に従い、データ分類等級保護制度を構築するとされています（80条）。したがって、上海市におけるデータセキュリティーについては上位法令に従うことが想定されているようです。

### 5. 日本企業への影響

上述の通り、「深セン経済特区データ条例」および「上海市データ条例」は、中国の地方法令によくみられるような、地方政府の役割や当該都市における方針など抽象的な内容を定める規定が多くを占めています。したがって、直ちに日本企業への影響が生じることは無いと考えられますが、「データセキュリティー法」や「個人情報保護法」との間で一部齟齬がある部分については、その取扱いについて当局に確認するなどの対応が必要となります。

今後、深セン市、上海市においては、他の都市に先立ってデータ要素市場の発展に関するさまざまな施策が実施される可能性があり、引き続き注目する必要があります。

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 石本 茂彦  
中国律師 柴 巍  
弁護士 水本 真矢

---

<sup>1</sup> 上海データ取引所よりも前に、2021年3月、北京国際ビッグデータ取引所が設立されています。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210086>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp